



ともに、生きる。
江戸川区

江戸川区地域生活支援拠点等事業ガイドライン

Ver.1

江戸川区福祉部障害者福祉課

令和8年2月

目次

1	はじめに	
(1)	地域生活支援拠点等事業の目的とは	1
(2)	対象者	1
(3)	地域自立支援協議会と地域生活支援拠点等の整備イメージ	1
(4)	地域生活支援拠点等の機能	3
2	地域生活支援拠点における各主体の役割	
(1)	拠点等コーディネーター	3
(2)	拠点等の登録事業所	4
3	各機能について	
(1)	相談	4
(2)	緊急時の受け入れ・対応	5
(3)	体験の機会・場	7
(4)	専門的人材の確保・養成等	7
4	事業所登録	9
5	地域生活支援拠点等事業に関連する加算	11

本ガイドライン策定にあたって

我が国では、障害者の権利に関する条約の採択を契機に法整備が進み、本区においては、令和5年11月に「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を制定しました。本区では、障害者の権利に関する条約や障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例に定める目的や理念、そして、時々々の社会情勢を踏まえ、変化に柔軟に対応し、適宜見直ししていくことを前提に、本ガイドラインを定めます。

1 はじめに

(1) 地域生活支援拠点等事業の目的とは

地域生活支援拠点等事業は、障害児・者の障害の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えるとともに、入所施設や医療機関からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を備え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としています。

地域生活支援拠点等の主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等があります。

本区では、地域全体で障害児・者を支えていくため、これらが十分機能するよう拠点コーディネーターを中心に、基幹相談支援センター、相談支援事業所、短期入所施設、グループホーム、各サービス事業所といった地域資源が連携しながら、地域生活支援拠点等事業を進めていきます。

(2) 対象者

障害種別に関わらず、障害のある方全てが対象となります。

その中でも、例えば家族が入院などにより不在となった時に、障害のある本人だけでは生活を維持することが出来ない場合や、地域で受け皿となる施設等が見つからない強度行動障害や医療的ケアのある方などへの支援について、備えと体制の整備について協議し、具体化してまいります。

(3) 地域自立支援協議会と地域生活支援拠点等の整備イメージ

障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に地域自立支

援協議会を開催します。地域自立支援協議会及び部会、実務者会議などの中で、地域生活支援拠点等事業の運用状況について把握し、具体的な事例検討を行い、課題検討を通じて地域課題の明確化と課題解決に向けた方策検討を行います。

<地域自立支援協議会等の全体図>

地域自立支援協議会

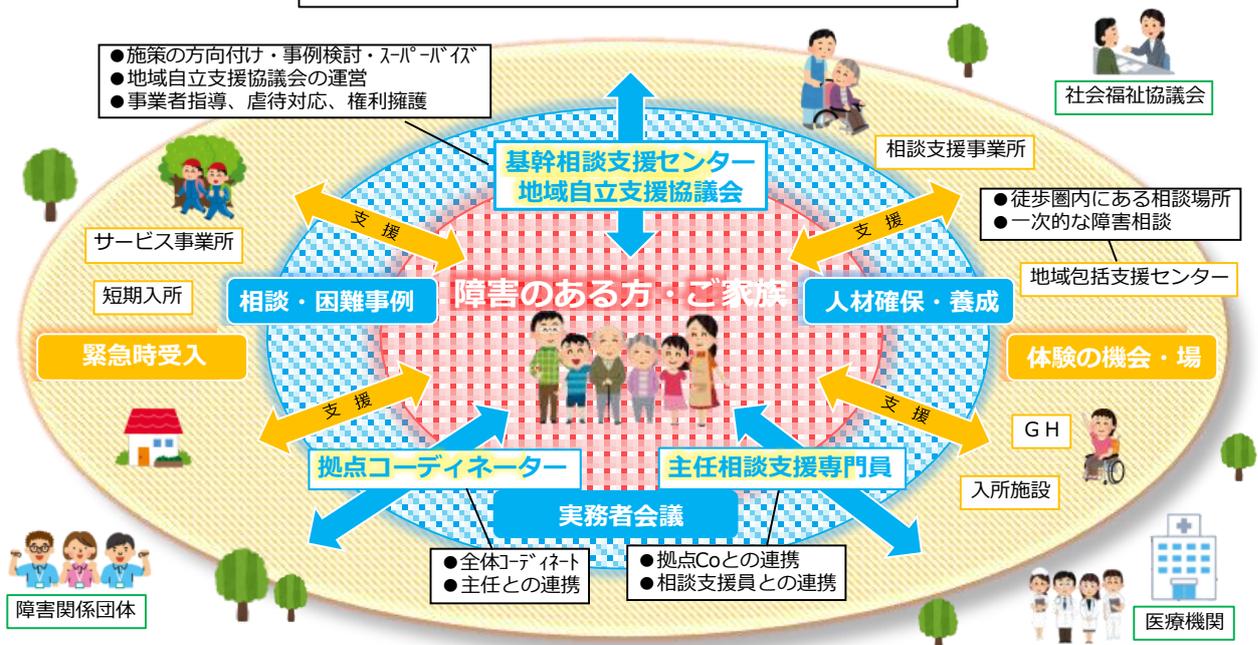
情報共有や意見交換を通じた共通理解の醸成を図ることを目的に、障害者の地域における自立した生活を支えるため、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として設置しています。なお、各部会で議論された検討事項等は、最終的に地域自立支援協議会の中で、報告・共有されます。

地域生活支援拠点等部会 ……地域生活支援拠点等の設置および運営・啓発について検討

災害時自立支援部会 ……障害児者に対する避難行動等に対する検討

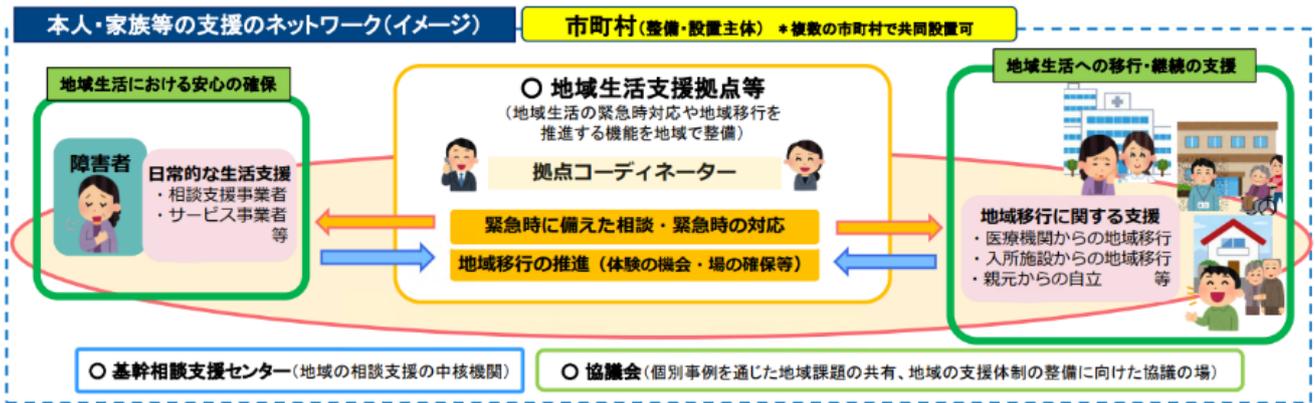
相談支援部会 ……相談支援の質の向上、連携体制構築、個別事例等の検討
※令和7年度より実施

江戸川区地域生活支援拠点等事業イメージ



実務者会議 ……地域生活支援拠点等における各地域の体制づくりの検討

※令和8年度より実施。拠点機能事業所のほか、主任相談支援専門員も参加し、緊急時や地域移行などについて、取り組みや事例検討を協議する。



【出典】厚労省：地域生活支援拠点等の整備について

(4) 地域生活支援拠点等の機能

機能	内容
① 相談	平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所事業等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急時における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成等	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う機能

2 地域生活支援拠点等における各主体の役割

(1) 拠点コーディネーター

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、平時から地域における関係機関とのネットワークを形成するとともに、緊急時に支援が見込めない世帯について、関係機関等を通じて把握し、関係者間での情報共有体制の構築を推進します。

その他、入院・入所からの地域移行支援の活用に向けた動機付け支援や相談支援専門員への支援、基幹相談支援センターと連携しての地域自立支援協議会等における事例検討など、障害者を地域で支えるための体制づくりにおける中心的な役割を担います。

【具体的な役割】地域のネットワーク構築、地域づくりのための各種企画・運営、人材育成・指導、困難事例対応、地域生活への地域移行支援など

(2) 拠点等の登録事業所

地域生活支援拠点等を担う事業所は、実施する機能について、拠点コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら対応します。

基本的には、連携しながら対応するための担当者（以下、連携担当者）を配置し、円滑な情報共有や対応が行えるよう、事業所内に体制を作ります。

※連携担当者は、事業所に置くべき人員を超えて配置する必要はなく、事業所間や関係機関等との情報連携（緊急時を含む）を行う人員を明確化することを意味します。

【具体的な役割】

利用者への直接支援、登録した各機能（計画相談支援、入所調整、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供）など

3 各機能について

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、24 時間 365 日の連絡体制を確保し、障害者の状況に応じた緊急事態等に必要な相談支援を行います。なお、緊急事態の発生を予防する観点より、平時においてから支援の準備や予防的な取組を行うことが重要であるため、各主体の積極的な連携のもと、登録事業所とともに事前にプラン作成等を行います。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時のサービス利用を調整します。 ・ 相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、拠点コーディネーターに後方支援を依頼します。 ・ 平時から相談支援を通じて、緊急時に支援が見込めない世帯の把握を行い、一定の条件等に基づき、拠点等利用者として事前登録をします。 ・ 関係者会議（例：相談部会）等の中で報告、情報共有をし、対応方法について検討します。
区(基幹相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、拠点コーディネーターや相談支援事業所等と連携して支援を行います。 ・ 基幹相談支援センターの専用ダイヤルにて、生活上の不安や悩み、障害福祉に関するサービスについての各種相談を受け付けます。 ・ 障害のある方への虐待やその疑いがあった場合に、24 時間障害者虐待通報ダイヤルにて通報を受け付けます。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

① 「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等事業における「緊急時」の定義は以下のとおりです。

「ひとりで家で過ごせない状態」

介護者の急病による入院や死亡等により支援者が不在となる状況にあって、障害児・者の支援が出来ず、日常生活の継続が極めて困難な状況又は障害者虐待等の急迫した状態と判断されるもので、一時的に保護が必要な状況

※ 今後、地域生活支援拠点等の整備における進捗や地域自立支援協議会等における検討などにより、定義が順次見直される可能性があります。

②対応の概要

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じて、短期入所等のサービス利用を調整します。 ・ 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、状況に応じた支援を行います。 ・ 対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、拠点コーディネーターを通じて、区（基幹相談支援センター）に相談します。
区(基幹相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、拠点コーディネーターや相談支援事業所等と連携して支援を行います。 ・ 虐待対応や区外施設の利用等の調整が必要な場合は、区が中心となって全体調整及び支援を行います。
短期入所事業所 日中活動系サービス事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急受入対応の要請があった場合、連携担当者を中心に拠点等として実施する機能について、拠点コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら、受入等について調整、対応します。

(3) 体験の機会・場

近年、障害者の地域移行や意思決定支援の充実について、入院・入所中の障害者のニーズを正確に把握し、個々の希望する生活の質の向上を図ることが求められています。

地域生活支援拠点等事業の中では、体験の機会・場の提供を含め、障害者の住まいやサービス提供、就労支援、社会参加機会の確保等を地域全体の取組として実施し、適宜本人の意思を把握しながら、支援の充実を図っていきます。

特に、緊急時に支援が必要な世帯として、事前登録をした世帯については、積極的に体験入所等の機会を提供します。また、障害福祉サービスを利用していない世帯については、機会を捉え、サービスの利用可否を検討し、必要に応じて情報提供をします。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 病院や施設からの地域移行や親元からの自立、グループホームから地域への自立などの相談があった場合、必要に応じて障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。
共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所	・ 体験利用の要請があった場合、関係機関と連携しながら対応します。

(4) 専門的人材の確保・養成等

研修会や事例検討、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング ※以下、OJT）等を通じて、医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方、重度化・高齢化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。また、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等部会、実務者会議などに参画し、拠点コーディネーターや他の事業所とともに地域生活支援拠点の推進などについて、情報共有や協議することにより専門性を高めることも求められます。従って、登録事業所すべてにおいて必要な機能であり、またこの機能のみで拠点等事業所としての登録を行うことはできません。

<各機関の役割>

機関名	役割
区（基幹相談支援センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉に係るスーパーバイザーとして、拠点コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら、事例検討や研修を行います。また、多職種連携の観点を踏まえ、地域の人材が互いに補完し合えるネットワーク化を進めていきます。
拠点等登録事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会や事例検討、OJT 等を通じて、医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方、重度化・高齢化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

参考：拠点等における各主体や機能を支える存在

(1) 主任相談支援専門員

相談支援体制の強化と地域づくりの推進役として、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担い、拠点コーディネーターや地域の相談支援専門員など関係機関との連携を推進していきます。

地域生活支援拠点等事業においては、相談と人材育成のスーパーバイザーとして、特に困難事例への対応に関わりながら、地域の相談支援専門員への指導・助言を実施していきます。

【具体的な役割】

利用者への相談支援、地域づくりのための各種企画・運営、人材育成・指導、困難事例対応、相談等、拠点等としての各機能（計画相談支援、入所調整等）など

参照：主任相談支援専門員の役割と責務（厚労省資料より）

<平成 30 年報酬改定により主任相談支援専門員研修を創設>

地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整える。

<主任相談支援専門員に想定される役割や責務>

中立公正（利用者中心）の業務指針、相談支援専門員養成に関する実習時の助言・指導、相談支援体制の強化と地域づくりの推進役、要望・苦情に対する解決への取組、適切なサービス等利用計画作成のための現場での実地教育

(2) 区（基幹相談支援センター）

地域生活支援拠点等事業を円滑に進める上で、地域自立支援協議会及び各部会の運営を行うとともに、拠点コーディネーターと連携しながら、困難事例等に対する後方支援を行います。

特に、権利擁護や虐待対応については、地域生活支援拠点等における各主体とともに、区が中心となって全体調整及び支援を行います。

また、専門的人材の育成に関しても、地域の社会資源との連携基盤の支援や、地域の支援をスーパーバイズする立場として、日常的な助言や事例検討等を通じて進めていきます。

【具体的な役割】

地域自立支援協議会運営、権利擁護、事業者指導、入所調整（広域的な調整）、やむを得ない事由による措置など

4 事業所登録

登録にあたっては、基本的に連携しながら対応するための担当者（以下、連携担当者）を配置し、円滑な情報共有や対応が行えるよう、事業所内に体制を作ってください。

※連携担当者は、事業所に置くべき人員を超えて配置する必要はなく、事業所間や関係機関等との情報連携（緊急時を含む）を行う人員を明確化することを意味します。

<登録の流れ>

①事前協議

登録にあたっては、区は LoGo フォーム申請又は事業所と対面で事前に協議し、要件や内容、加算を活用した整備の方向性を確認します。区が事前協議内容を認めた場合、次の手続に進みます。

②運営規程への規定

地域生活支援拠点等事業の登録事業所として、求められる対応や機能を実施し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録に係る申請（LoGo フォーム申請）する場合には、事業所として地域生活支援拠点等の機能を担うことを運営規程に明記する必要があります。各事業所の所定の手続（法人等における意思決定）を経て、運営規程にその旨を記載してください。

※ 加算を請求する場合には加算の届出とともに、変更後の運営規程の写しを、指定事務を行う区又は都に提出する必要があります。

③区への届出

事前協議により区と合意形成が図られた後に、以下の届出等を提出します。

1. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録に係る申請
(LoGo フォーム申請)
2. 変更後の運営規程の写し（上記申請時に添付）

区は提出された届出内容を確認し、内容に不備等がなく、事前協議の内容が反映されている場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付ける旨の通知をします。なお、拠点等の登録事業所は、区のホームページ等で公表します。

④加算の届出

区からの地域生活支援拠点等に位置付ける旨の通知を受けて、各サービスの指定業務担当に必要書類を提出してください。

【担当部署】

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

・・・江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係

他障害福祉サービス事業所

・・・東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室

5 地域生活支援拠点等事業に関連する加算

地域生活支援拠点等事業にかかる主な加算は以下の表のとおりです。単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届け出があったことのみをもって加算を算定することはできません。

詳細については法令等に基づき、対象事業や取得条件を確認ください。

加算名	対象サービス	概要
地域生活支援拠点等相談強化加算 [700 単位/回]	計画相談支援、 障害児相談支援	障害者等を受け入れる短期入所事業者に対し、情報提供や入所調整等を実施した場合（月 4 回限度）
地域生活支援拠点等機能強化加算 [500 単位/月]	計画相談支援、障害児 相談支援、自立生活援助、 地域移行支援、地域定着支援を 一体的運営していること	情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価 ※計画相談支援及び障害児相談支援は、 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る ※拠点コーディネーター一人当たり月 100 回を限度に加算
緊急時対応加算 基本単位 [100 単位/回] [+50 単位/回]	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、生活介護、 短期入所、重度障害者等包括支援、 施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援（A・B 型）、自立生活援助、 地域移行支援、地域定着支援	利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合に、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として加算 ※地域生活支援拠点等に位置付けられ、市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者（以下、「連携担当者」）を 1 名以上配置した場合、1 回につき 50 単位を加算

<p>緊急短期入所受入加算拠点等である場合 [+100 単位/日] 連携担当者を配置、医療的ケア児者等を支援した場合 [+200 単位/日]</p>	<p>短期入所、 重度障害者等包括支援</p>	<p>地域生活支援拠点等の場合は、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、当該短期入所等の利用を開始した日のみ所定単位数に加算</p>
<p>緊急時支援加算 [+50 単位/日]</p>	<p>自立生活援助、 重度障害者等包括支援</p>	<p>利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜等に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、一日につき所定単位数を加算 ※地域生活支援拠点等に位置付けられ、連携担当者を1名以上配置した場合、1回につき50単位を加算</p>
<p>緊急時支援費 [+50 単位/日]</p>	<p>地域定着支援</p>	<p>利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、一日につき所定単位数を算定</p>
<p>緊急時受入加算 [+100 単位/回]</p>	<p>生活介護、自立訓練（機能訓練及び生活訓練）、 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）</p>	<p>地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、連携担当者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算</p>

障害福祉サービスの体験利用加算 [+50 単位/日]	地域移行	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り算定 ※地域生活支援拠点等に位置付けられ、連携担当者 1 名以上の配置が必要
障害福祉サービスの体験利用加算 [+50 単位/日]	生活介護、自立訓練（機能訓練及び生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り算定 ※地域生活支援拠点等に位置付けられ、連携担当者 1 名以上の配置が必要
地域移行促進加算（Ⅱ） [+60 単位/日]	施設入所支援	指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合などに、所定単位数に代えて算定（月 2 回限度） ※地域生活支援拠点等に位置付けられ、連携担当者 1 名以上の配置が必要
体験宿泊加算 基本単位（Ⅰ） [300 単位/日] [+50 単位/日] 基本単位（Ⅱ） [700 単位/日] [+50 単位/日]	地域移行	（Ⅰ）単身での生活を希望している障害者等に対し、体験的な宿泊支援を行った場合に算定 （Ⅱ）（Ⅰ）かつ利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に算定 ※地域生活支援拠点等に位置付けられている場合、1 回につき 50 単位を加算
※地域体制強化共同支援加算[2000 単位/月]	計画相談支援、障害児相談支援	現時点では区として想定していません